

土木行政用語集（案）

この用語集は、インターネット検索では出てこない行政用語を中心に業務上頻りに用いられる用語を取りまとめたものです。
 土木・建築の初任者及び、経理や用地業務に初めて携わる職員の参考資料として活用下さい。
 なお、記載の『意味』には基本的な内容のみを記載しているため、実際に使用される場面やその本質等については、本用語集を材料とした若手職員向けのOJTや、日常業務における職員間のコミュニケーション、業務遂行のなかで理解を深めるためにご活用ください。

技術管理課
初版R4.3

No.	種別	用語名	ひらがな	別表現 正式用語	意味
1	予算	現年	げんねん	現年予算	当該年度の予算のこと。※地方自治法第208条にて、普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるもので、各会計年度における歳入は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。（会計年度独立の原則）とされている。
2	予算	繰越	くりこし	繰越予算	地方自治法は、「毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。」として（地方自治法第220条第3項本文）、経費の年度間の融通を禁止し、会計年度独立の原則（地方自治法第208条）を担保している。したがって、歳出予算をその年度内に使用し終わらないときは、その部分を不用とするのが原則である。しかし、そうするとかえって不利、不経済又は非効率となり実情に合わない場合もあるため、地方自治法は、一定の場合に限り、支出し終わらなかった歳出予算を翌年度に繰り越して使用することを認めており、これを繰越予算という。 明許繰越し（地方自治法第213条）、事故繰越し（地方自治法第220条）等がある。
3	予算	明繰	めいくり	明許繰越予算 繰越明許費	何らかの事情で、その年度内に支出し終えることができない歳出予算の経費について、翌年度1年間に限り、あらかじめ予算でその上限額を定めて（議会の議決）、繰り越して使用することができるもの。（例：R3予算を災害による工事中止のためR4へ繰り越す）※地方自治法第213条
4	予算	事故繰	じこくり	事故繰越予算	明許繰越のようにあらかじめ翌年度に繰り越して使用することが予想される性質のものではなく、その年度内に支出し終えるとして契約したが、避けがたい事故（社会通念上予測できない、避けようのない不測の事態）のため年度内に支出し終わらなかったものを、翌年度に繰り越して使用するもの。 明許繰越予算をさらに翌年度に繰り越すことができるのは、事故繰越しをすることができる場合のみである。（例：R2予算を湧水処理に時間を要し工期延長となるためR3へ明許繰越しし、R3年度内に完了する予定であったが、R3.0月の豪雨災害により資材搬入路が大規模に被災し、当該道路の復旧が完了するまで工事を中断することとなり、R3年度内の完了が困難となったためR4へ事故繰越しとなった） ※地方自治法第220条第3項 ※事故繰越（3年目）の事故繰越（4年目）は認められていない。
5	予算	一発事故	いっばつじこ	現年予算からの事故繰越	明許繰越から事故繰越ししたものではなく、現年予算から事故繰越ししたもの。明許繰越予算に現年予算を合わせた予算を事故繰越ししたときも、現年予算は一発事故となる。（例：R2予算でR2年度内に完了する予定であった工事が、R3.3月の記録的な豪雪により工事箇所への交通経路が復旧するのに時間を要し、工事を中断することとなり、R2年度内の完了が困難となったためR3へ事故繰越しとなった。※あらかじめ予算でその上限額を定める（議会の議決）ことができないので明許繰越しとしない。）
6	予算	翌債	よくさい	繰越明許費の翌年度にわたる債務負担	本来当該年度に完了予定の工事が、関係機関協議等の遅れにより、工事完了が翌年度になる場合で、当該年、翌年分を分割する事が困難かつ一体契約が必要な場合に用いる制度 ※財政法第43条の3（繰越明許費の翌年度に渡る債務負担の略称）
7	予算	支出負担行為	ししゅつふたんこうい	支出負担行為	「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為」とされており、歳入の根拠となる手続きのこと。 （歳入の場合の調停にあたる）
8	予算	債務負担行為	さいむふたんこうい	債務負担行為	将来の支出を約束する行為。議会の議決によって設定される。複数年に渡る一体不可分の工事を発注する場合など、次年度以降に経費の支出（＝債務）を義務付ける契約を締結するときに用いる。
9	予算	債務	さいむ	債務設定、債務予算	あらかじめ複数年度に渡る債務負担を設定すること。大規模事業の場合など、3ヶ年に渡る工期を設定する場合などに用いる。（議会の議決が必要となる。）
10	予算	ゼロ債務	ぜろさいむ	初年度ゼロ支出債務予算	例えば本来の予算はR4の工事を、予算確定後の発注では工期が確保できない等の場合に、前年度のR3の予算（支出額）を0円とし、R3年度内に発注し契約する制度（この場合は2ヶ年債務R3～R4となる）

土木行政用語集（案）

この用語集は、インターネット検索では出てこない行政用語を中心に業務上頻りに用いられる用語を取りまとめたものです。
 土木・建築の初任者及び、経理や用地業務に初めて携わる職員の参考資料として活用下さい。
 なお、記載の『意味』には基本的な内容のみを記載しているため、実際に使用される場面やその本質等については、本用語集を材料とした若手職員向けのOJTや、日常業務における職員間のコミュニケーション、業務遂行のなかで理解を深めるためにご活用ください。

技術管理課
初版R4.3

No.	種別	用語名	ひらがな	別表現 正式用語	意味
11	予算	ゼロ国／ゼロ県	ぜろこく／ぜろけん	ゼロ国債／ゼロ県債	ゼロ債務の債務設定が国庫か県費かの別での表現。 ゼロ国は当該年度の支出がゼロの国庫債務負担行為。 ゼロ県は当該年度の支出がゼロの県費債務負担行為。 県単独事業でゼロ債務を活用する場合はゼロ県となる。 交付金事業でゼロ債務を活用する場合も、国庫債務負担行為までは申請せず、県費債務負担行為のみで設定することが多い（＝ゼロ県）。
12	予算	一財	いちざい	一般財源（純粋一般財源）	県の税収等により得られた財源のこと
13	予算	起債	きさい	地方債	地方財政法第5条の地方債を起すことの意味（元利償還を要する）
14	予算	国費	こくひ	国庫支出金、国庫補助金	交付金事業等における国からの支出金のこと。県予算上は歳入となる。
15	予算	交付金	こうふきん	交付金事業	国が推進する施策メニューに基づき、都道府県等が策定する整備計画に基づき国庫予算を一定の割合で支出するもの。 平成22年度に、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、社会資本整備総合交付金を創設。平成25年度以降は、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金として運用されている。
16	予算	補助	ほじょ	補助事業	地方公共団体が実施する特定の対策に対する費用を国が補助すること。大規模特定河川事業や、特定緊急砂防等事業などがある。
17	予算	裏負担	うらふたん	裏負担	交付金事業、補助事業の予算における県負担分予算のこと
18	予算	歳入	さいにゅう	歳入予算	県税、国庫支出金、地方債、手数料等の収入予算のこと
19	予算	歳出	さいしゅつ	歳出予算	事業として支出する予算のこと
20	予算	見積書	みつもりしょ	歳出予算見積書 歳入予算見積書	普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。（地方自治法第211条） 予算の調製の様式（地方自治法施行規則第14条）により調製し、議会に提出する書類を歳出予算見積書、歳入予算見積書という。
21	予算	箇所付け	かしょづけ	箇所付け	県庁の各主務課（道路整備課、道路管理課、河川整備課など）が、事業予算を事業箇所毎に配分し、建設事務所等へ予算配信すること。
22	予算	実計番号	じっけいばんごう	実施計画番号	箇所付けの事業箇所毎の予算配分及びその費目内訳を実施計画といい、その実施計画毎に付番した番号。
23	予算	決算	けっさん	決算	1年間のお金の出入りの集計のこと 土木事業を執行する場合は、当該年度に執行する額を確定する作業のことで、12月下旬に決算見込み額を、2月下旬に決算額を執行機関が作成し土木総務課へ提出する。
24	予算	国直負担金	くにちよくふたんきん	国直轄事業負担金	国が行う事業の予算における県負担分の予算のこと
25	予算	負担金	ふたんきん	負担金	県が行う事業のうち市町村負担が生じる場合などに用いられる。（急傾斜地崩壊対策事業の場合、法の定めにより負担割合が設定されている）
26	予算	アロケ	あろけ	アロケーション	割り当て、配分などを意味し、土木工事の場合、当該事業の関係者に費用負担を応分に割り当てること。（県が河川改修工事と併せて市町村の橋梁工事を行う場合等）
27	予算	補正	ほせい	補正予算	予算が成立（当初予算）した後、年度途中に、災害の発生や施策の変更等のため、予算に不足が生じたり、内容を改める必要が生じた場合に、当初予算を補う形で組まれる予算。 当初予算と補正予算を合わせた金額が当該年度の最終的な予算となる。
28	予算	国補正	くにほせい	国の補正予算	国の補正予算、及び、それに伴い年度途中に国から補助事業や交付金事業が追加配分されること。

土木行政用語集（案）

この用語集は、インターネット検索では出てこない行政用語を中心に業務上頻りに用いられる用語を取りまとめたものです。
 土木・建築の初任者及び、経理や用地業務に初めて携わる職員の参考資料として活用下さい。
 なお、記載の『意味』には基本的な内容のみを記載しているため、実際に使用される場面やその本質等については、本用語集を材料とした若手職員向けのOJTや、日常業務における職員間のコミュニケーション、業務遂行のなかで理解を深めるためにご活用ください。

技術管理課
初版R4.3

No.	種別	用語名	ひらがな	別表現 正式用語	意味
29	予算	概算要求	がいさんようきゅう	概算要求	毎年8月末までに各省庁が財務省に対し翌年度のおおまかな予算を要求する（財政法第17条）ことを概算要求といい、転じて、それに間に合うように、4月～6月頃に県及び市町村から国に対し次年度の交付金事業、補助事業の予算を要求することも概算要求という。
30	予算	二次要求 改要望 本要望（建築）	にじょうきゅう かいようぼう ほんようぼう	改要望 本要望（建築）	各省庁が財務省に対し、概算要求の見直しをして予算要求することを改要望といい、それに間に合うように、県及び市町村が国に対して行った概算要求の見直しをして予算要求することを改要望という。年末～年明け頃までに行われる。改要望（土木）を建築では本要望と呼ぶ。
31	予算	県単要望	けんたんようぼう	県単独事業要望	県単独事業の翌年度の予算を要望することを県単要望という。土木部では毎年8月に行われている。
32	予算	内示差	ないじさ	内示差	国への予算要望額（または、それに基づき調製した予算）と、国からの内示額（配分することを通知された額）に差があること、及び、その差額を内示差という。内示額の方が小さい場合という。
33	予算	不用残	ふようざん	不用残	歳出予算の金額のうち、結果として使用する必要がなくなった額で、当該年度の予算額から支出済額と翌年度への繰越額を差し引いた残額。（不要残は漢字の間違い。）
34	予算	打切精算	うちきりせいさん	打切精算	実施中の工事等を途中の段階で取りやめ、精算することを打切精算という。 例えば、事故繰越した工事がその年度内に完了できない場合、さらに繰越することはできないので、打切精算となる。
35	予算	サマレ	さまれ	サマーレビュー	次年度予算編成前に施策の方向性や主要事業の課題などについて検討を行うための財政部局との会議のことであり、夏時期にレビュー（見直し）をすることから、サマーレビューという。
36	予算	アダムス管理表	あだむすかんにりひょう	ADAMS管理表	国庫補助金について、官庁会計事務データ通信システム（ADAMS）で支出負担行為決議書を作成する際に使用するほか、国費請求書作成に使用するための管理表
37	予算	測定	そくし	測量試験費	工事費の内訳（費目）における測量試験費のこと。
38	予算	社総交	しゃそうこう	社会資本整備総合交付金 社総金（しゃそうきん）	交付金事業の一つ。 社会資本整備総合交付金。
39	予算	防安交	ぼうあんこう	防災・安全交付金	交付金事業の一つ。 防災・安全交付金。
40	予算	県単	けんたん	県単独事業	県予算のみで実施する事業全般のこと
41	予算	白パン	しろばん	予算概算要求概要	年度毎の国の予算概算要求の基本方針や、予算概算要求の概要（概算要求額、要求内容）等がまとめられているパンフレット。
42	予算	流用	りゅうよう	予算流用	予算執行上の必要から、定められている予算を、別の箇所、別の費目に融通すること。
43	予算	議会案件	ぎかいあんけん	議会案件	議会で議決が必要な案件を議会案件という。（地方自治法第96条） 特に、工事請負契約で議決が必要な案件（予定価格が5億円以上の工事の請負契約など）を議会案件ということが多い。 （「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」及び「知事の専決処分について」）
44	執行管理	監査	かんさ	定期監査	監査とは、地方自治法の規定により知事から独立した執行機関である監査委員が、県の行財政が公正で効率的に運営されているかどうかをチェックするもの。
45	執行管理	会検	かいけん	会計実地検査	会計検査院は内閣に対し独立の地位を有し、国の収入支出の決算の検査、法律に定める会計の検査を行う機関である。会計検査は、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から国が支出した事業費が適切に執行されたか検査するもので、工事検査の場合、主に用地補償、設計、積算及び工事について検査される。
46	入札・契約	約款	やっかん	福島県工事請負契約約款	福島県が発注する工事に適用される統一的な契約条項であり建設業法に基づく公共工事標準請負契約約款に準拠している。
47	入札・契約	単独随契	たんどくずいけい	随意契約	競争入札によらず特定の相手方を単独で選択して契約する方式（地方自治法施行令及び福島県財務規則の規定に適合することが前提）

土木行政用語集（案）

この用語集は、インターネット検索では出てこない行政用語を中心に業務上頻りに用いられる用語を取りまとめたものです。
 土木・建築の初任者及び、経理や用地業務に初めて携わる職員の参考資料として活用下さい。
 なお、記載の『意味』には基本的な内容のみを記載しているため、実際に使用される場面やその本質等については、本用語集を材料とした若手職員向けのOJTや、日常業務における職員間のコミュニケーション、業務遂行のなかで理解を深めるためにご活用ください。

技術管理課
初版R4.3

No.	種別	用語名	ひらがな	別表現 正式用語	意味
48	入札・契約	単契	たんけい	単価契約	実施数量が未定である維持作業の委託業務に用いられる。特定の作業に単価を定め、発注者指示書に基づき作業を実施し単価×数量で生産するもの
49	入札・契約	随契	ずいけい	随意契約	競争入札によらず特定の相手方を選択して契約する方式（明確な理由が必要）
50	入札・契約	指名	しめい	指名競争入札	発注者があらかじめ選んだ業者のみで競争入札を行う方式のこと
51	入札・契約	条件付き	じょうけんつき	条件付一般競争入札	対象工事毎に入札参加資格要件を定めて競争入札し、受注者を決定するもの
52	入札・契約	総合評価	そうごうひょうか	総合評価方式	工事等の入札において、価格以外に競争参加者の能力を審査、評価しその結果をあわせて契約相手方を決定する方法
53	入札・契約	プロポ	ぷろぽ	プロポーザル	主に業務委託先を選定するために用いられる手法で、目的物に対する企画を提案してもらい優れた提案を行った者を選定すること。
54	入札・契約	JV	じえいぶい	ジョイントベンチャー	共同企業体のこと。主に大規模工事で結成され、複数社が得意分野を結集させて完成を目指すスタイルのこと（工事毎に結成される特定建設工事共同企業体、一定期間協力体制を継続する経常建設共同企業体などがある）
55	入札・契約	発注者	はっちゅうしゃ	発注者	工事や業務の発注機関の総称
56	入札・契約	受注者	じゅちゅうしゃ	受注者	工事や業務を受注した企業の総称（業務委託の場合は受託者）
57	入札・契約	特記仕様書	とっきしようしょ	特記仕様書	共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細や工事特有の技術的要求を定める書類のこと
58	積算・基準	積算	せきさん	積算	設計図面から材料や数量を計算し、建設工事に必要な工事費を算出すること
59	積算・基準	積算システム	せきさんしすてむ	積算システム	工事費算出に用いるシステムのこと。
60	積算・基準	エスティマ	えすていま	ESTIMA	土木事業の工事、業務委託の設計書作成に用いる積算システム
61	積算・基準	リビック	りびっく	RIBC	営繕工事の設計書作成に用いる積算システム
62	積算・基準	歩掛	ぶがかり	土木工事積算基準、赤本	ある作業を行う場合の単位数量や一定の工事量に必要な作業日数、人員、機械、材料等を数値化したもの
63	積算・基準	委託歩掛	いたくぶがかり	設計業務等標準積算基準	ある業務を行う場合の単位数量や一定の業務量に必要な作業日数、人員、機器、材料等を数値化したもの
64	積算・基準	共通仕様書	きょうつうしようしょ	共通仕様書（土木工事編）	工事や業務の作業順序・仕様材料の品質、数量・施工方法など工事等を行う上で必要な技術的要求及び内容を示したもの
65	積算・基準	損料表	そんりょうひょう	建設機械等損料算定表、黒本	建設工事で仕様される建設機械や機械設備等に関する機械損料諸数値を示したもの
66	積算・基準	マニュアル	まにゅある	土木工事マニュアル（〇〇編）	業務手順等を体系的にまとめたもの。
67	積算・基準	図集	ずしゅう	土木工事設計標準図集	土木工事の共通的な構造物の標準化と規格化により設計・施工・積算・契約における業務簡素化と構造物の制度向上により円滑な工事施工を目的としたもの
68	積算・基準	DID	でいーあいでいー	人口集中地区（DID地区）	国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう

土木行政用語集（案）

この用語集は、インターネット検索では出てこない行政用語を中心に業務上頻りに用いられる用語を取りまとめたものです。
 土木・建築の初任者及び、経理や用地業務に初めて携わる職員の参考資料として活用下さい。
 なお、記載の『意味』には基本的な内容のみを記載しているため、実際に使用される場面やその本質等については、本用語集を材料とした若手職員向けのOJTや、日常業務における職員間のコミュニケーション、業務遂行のなかで理解を深めるためにご活用ください。

技術管理課
初版R4.3

No.	種別	用語名	ひらがな	別表現 正式用語	意味
69	積算・基準	雪寒地域	せっかんちいき	積雪寒冷地域	概ね中通り市町村の一部を含む会津地方（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法）
70	積算・基準	寒冷地域	かんれいちいき	寒冷地域	概ね浜通り市町村の山間部の一部を含み、積雪寒冷地域を除く中通り地方（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法）
71	設計書	起工	きこう	起工	工事を起こすことの意味。工事の発注においては、その工事等に必要なる費用を積算した設計書を作成し、その内容で発注してよいかを「起工伺」で所長まで回覧し決裁を受ける。
72	設計書	当初	とうしょ	当初設計書	事業計画及び当該年度予算に応じ作成した設計書のこと
73	設計書	変更	へんこう	変更設計書	契約した工事や業務委託の設計書について、現場条件の変更等により契約内容の変更が必要となった場合に、その内容を反映した設計書のこと
74	設計書	検算	けんざん	検算	図面、数量表、設計書等の数量、条件等の確認・突き合わせ作業のこと
75	設計書	内変	ないへん	内容変更伺い	当初の設計価格に対して20%未満である価格の変更を行う場合の事務手続きの方法（事務の簡素化、事務の特例）
76	設計書	軽変	けいへん	軽微な変更	当初の設計価格に対して20%未満である価格の変更のこと
77	設計書	重変	じゅうへん	重要変更	当初設計額から20%以上の変更設計を行うこと
78	設計書	合冊	がっさつ	合冊	2つ以上の現場を1つの設計書として発注すること
79	設計書	合併	がっぺい	合併	2つ以上の予算を用いて1つの設計書として発注すること
80	設計書	契約図書	けいやくとしょ	契約図書	契約書及び設計図書のこと
81	設計書	設計図書	せつけいとしょ	設計図書	請負工事契約において発注者から示される図面およびその施工基準を定めた仕様書類のことで、設計図書、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面を総称して設計図書という。なお、図面及び特記仕様書に記載された事項は、共通仕様書に優先する。また、工事費の積算書は設計図書に含まれないため、契約上の拘束力はない。
82	設計書	竣工検査	しゅんこうけんさ	竣工検査	福島県工事請負契約約款第31条第2項、工事の完成を確認するために行う検査のことで、設計図面等に基づき、出来形、品質及び出来ばえについて適否の判断を行うもの
83	設計書	中止	ちゅうし	工事中止（全てを中止）	様々な理由により工事の全ての作業を中止する場合のこと。中止期間を検討し書面で受注者へ通知する。
84	設計書	一部中止	いちぶちゅうし	工事一部中止（一部を中止）	様々な理由により工事の一部の作業を中止する場合のこと。中止期間を検討し書面で受注者へ通知する。
85	設計書	中間検査	ちゅうかんけんさ	中間検査	契約約款第31条の第2第1項の規定により、工事の品質を確保するために行う検査のこと。中間検査は、品確法に基づき、出来形、品質及び適正な施工を確保するため工事施工中の重要な変化点で実施する。 対象工事は、竣工検査時に出来形、品質の確認が困難となる工事、再負担工事等で工期が1年以上となる工事等。
86	設計書	既済検査	きさいけんさ	既済部分検査	契約約款第37条第3項の規定により、工事請負代金の部分払いに係る工事の出来高等の確認をするために行う検査のこと
87	設計書	部分使用	ぶぶんしりょう	部分使用	発注者が受注者の同意を得て部分使用すること。 契約約款第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

土木行政用語集(案)

この用語集は、インターネット検索では出てこない行政用語を中心に業務上頻繁に用いられる用語を取りまとめたものです。
 土木・建築の初任者及び、経理や用地業務に初めて携わる職員の参考資料として活用下さい。
 なお、記載の『意味』には基本的な内容のみを記載しているため、実際に使用される場面やその本質等については、本用語集を材料とした若手職員向けのOJTや、日常業務における職員間のコミュニケーション、業務遂行のなかで理解を深めるためにご活用ください。

技術管理課
初版R4.3

No.	種別	用語名	ひらがな	別表現 正式用語	意味
88	設計書	前払金	まえばらいきん	前払金	請負代金100万円以上の工事において請負代金の10分の4以内の額を請求できる制度 ※福島県工事請負契約約款第35条
89	設計書	中間前払金	ちゅうかんまえばらいきん	中間前払金	請負代金1,000万円以上で工期100日以上以上の工事において請負代金の10分の2以内の額を請求できる制度 ※福島県工事請負契約約款第35条
90	設計書	部分払い	ぶぶんばらい	部分払い	請負金額が100万円以上で、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入随の工事材料及び製造工場等にある工場製品に相当する請負代金相当額が、請負代金の10分の5を超えた場合において、工事完成前に請負代金の10分の9以内の額を請求できる制度※福島県工事請負契約約款第38条
91	設計書	産廃	さんぱい	産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた事業活動に伴って生じた廃棄物のこと。 土木工事から発生する主なものは、コンクリート塊やアスファルト塊など
92	設計書	建設副産物	けんせつぶつくさんぶつ	建設副産物	建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり。再生資源及び廃棄物を含むもの。 コンクリート塊やアスファルト塊は廃棄物であるが、再生資源にもなりうる建設副産物である。なお、建設発生土は再生資源となる建設副産物で、廃棄物ではない。
93	設計書	建退共	けんたいきょう	建設業退職金共済	現場従業員に係る退職金として現場管理費に率計上されており、受注者は証紙を購入し適切に交付するもの
94	設計書	コリンズ/テクリス	こりんず/てくりす	工事・業務実績情報システム	コリンズ=工事、テクリス=業務。公共工事や業務実績をデータベースに収集し、発注機関は工事・業務実績の内容確認や技術者の配置状況確認に利用
95	設計書	一部竣工	いちぶしゅんこう	一部竣工検査	福島県工事請負契約約款第39条に基づき、工事の完成前に指定部分を引き取る場合に行う検査のことで、検査内容は竣工検査に準じ、引き取った部分の管理責任は発注者に帰属する。
96	設計書	手戻り	てもどり	手戻り工事	何らかの要因により、一旦施工した工事を、同一箇所に再度施工する必要が生じること。福島県工事請負契約約款第30条に該当する場合は、追加費用が契約額の百分の一を超える額は発注者が負担する。
97	設計書	配置技術者	はいちぎじゅつしゃ	配置技術者	建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者として、適切な資格、実務経験を有した技術者であり、建設業法により定められている。
98	監督業務	ワンデーレスポンス	わんでーれすぽんす	ワンデーレスポンス	受注者からの協議事項などをその日のうちに方針や対策を決定し回答すること
99	監督業務	情報共有システム	じょうほうきょうゆうしすてむ	情報共有システム	公共工事の受発注者のやりとりや工事書類の作成をWEBを通じて行うシステムのこと。(情報共有システム提供者=ASPベンダー) 福島県はASP方式を採用している。
100	監督業務	遠隔臨場	えんかくりんじょう	遠隔臨場	建設現場等における受発注双方の業務効率化を図るため、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会や段階確認を行うもの
101	監督業務	ウィークリースタンス	ういーくりーすたんす	ウィークリースタンス	昼休みや午後4時以降開始の打合せをしない、休日明けを依頼の期限日にしない、休日前に新たな依頼をしない、定時間際や定時後に依頼しない
102	県庁組織	本庁	ほんちょう	本庁、本課	県庁の各課のこと
103	県庁組織	本課	ほんか	本課	県庁の各課のこと
104	県庁組織	主務課	しゅむか	主務課	事業及び予算を所掌している本庁の担当課のこと (例：道路事業=道路整備・道路管理課)
105	県庁組織	出先	でさき	出先事務所	建設事務所、土木事務所、特設事務所の総称
106	県庁組織	公所	こうしょ	建設事務所、事務所	8建設(県北、県中、県南、会津若松、喜多方、南会津、相双、いわき) 2港湾建設(相馬港湾、小名浜港湾) 福島空港 2流域下水道建設(県北流域、県中流域) ※部外の場合、学校なども公所となる。

土木行政用語集(案)

この用語集は、インターネット検索では出てこない行政用語を中心に業務上頻りに用いられる用語を取りまとめたものです。
 土木・建築の初任者及び、経理や用地業務に初めて携わる職員の参考資料として活用下さい。
 なお、記載の『意味』には基本的な内容のみを記載しているため、実際に使用される場面やその本質等については、本用語集を材料とした若手職員向けのOJTや、日常業務における職員間のコミュニケーション、業務遂行のなかで理解を深めるためにご活用ください。

技術管理課
初版R4.3

No.	種別	用語名	ひらがな	別表現 正式用語	意味
107	県庁組織	准公所	じゅんこうしょ	土木事務所、管理事務所	1 1 土木事務所（県北【保原、二本松】、県中【三春、須賀川、石川】、県南【棚倉】、会津若松【宮下】、喜多方【猪苗代】、南会津【山口】、相双【富岡】、いわき【勿来】） あぶくま高原道路管理事務所（県中） 大峠・日中総合管理事務所（喜多方） 敷川水系ダム管理事務所（いわき） ※富岡土木事務所は、当面、予算執行上公所扱い。
108	県庁組織	特設	とくせつ	特設事務所	公所のうち、特定の目的のため設置されている事務所 2 港湾建設、福島空港、2 流域下水道建設
109	県庁組織	K1・K2	けーわん・けーつー	土木企画課	K1：部政策の企画立案、総合調整、政策評価に関する分野を担当 K2：部内の危機管理に関すること、高度情報化に関する分野を担当
110	県庁組織	S1・S2	えすわん・えすつー	土木総務課	S1：部内の人事、行財政改革、事務の総合企画・調整を担当 S2：部内の経理全般を担当
111	県庁組織	建産室	けんさんしつ	建設産業室（企画技術総室）	-
112	県庁組織	まち課	まちか	まちづくり推進課（都市総室）	-
113	県庁組織	二役	にやく		知事、副知事のこと
114	県庁組織	部三役	ぶさんやく		土木部長、土木部技監、土木部政策監のこと
115	県庁組織	部四役	ぶよんやく		三役及び土木部次長（企画技術担当）のこと
116	関係機関	本省	ほんしょう	霞ヶ関の各省庁	霞ヶ関の各省庁のこと
117	関係機関	国交省	こっこうしょう	国土交通省	-
118	関係機関	水国	みずこく	国土交通省 水管理・国土保全局	-
119	関係機関	直轄	ちよっかつ	直轄事務所、直轄管理区間	国直轄で管理する道路（国道4号、国道6号、国道49号） ～11～河川（阿武隈川及び阿賀野川の一部）
120	関係機関	地整/整備局	ちせい/せいびきょく	〇〇地方整備局	国土交通省の地域機関
121	関係機関	河国	かわこく	〇〇河川国道事務所	各地方整備局の出先機関で主に整備事業を担当する
122	関係機関	出張所	しゅちようじょ	〇〇出張所	各地方整備局の出先機関で主に維持管理を担当する
123	関係機関	国総研	こくそうけん	国土交通省 国土技術政策総合研究所	http://www.nilim.go.jp/ 国土交通省の出先機関 社会資本整備に関連する技術について総合的な調査・試験・研究・開発等を所掌
124	関係機関	土研	どけん	国立研究開発法人 土木研究所	http://www.pwri.go.jp/ 国の出先機関であったが独立法人化
125	関係機関	建研	けんけん	国立研究開発法人 建築研究所	https://www.kenken.go.jp/ 国の出先機関であったが独立法人化
126	道路	道路交通センサス	どうろこうつうせんさす	全国道路・街路交通情勢調査	日本全国の道路と道路交通の実態を把握するため、概ね5年に一度実施している一般交通量調査（交通量調査、旅行速度調査、道路状況調査）及び自動車起終点調査（OD調査）の通称。道路の計画、建設、管理などについての基礎資料として活用する。

土木行政用語集(案)

この用語集は、インターネット検索では出てこない行政用語を中心に業務上頻りに用いられる用語を取りまとめたものです。
 土木・建築の初任者及び、経理や用地業務に初めて携わる職員の参考資料として活用下さい。
 なお、記載の『意味』には基本的な内容のみを記載しているため、実際に使用される場面やその本質等については、本用語集を材料とした若手職員向けのOJTや、日常業務における職員間のコミュニケーション、業務遂行のなかで理解を深めるためにご活用ください。

技術管理課
初版R4.3

No.	種別	用語名	ひらがな	別表現 正式用語	意味
127	道路	OD調査	おーでいちょうさ	自動車起終点調査	人や物、自動車などが移動する起点originから終点destinationまでを一体として把握するため、交通の目的・利用手段等について、国土交通省が主体となり調査を行うもの。交通現状分析や道路計画策定などの基礎資料として活用する。
128	災害	災害	さいがい	災害	異常天然現象(豪雨、暴風、洪水、高潮、地震等)により生ずる災害のこと。災害は発生年で整理される。年度ではないので注意
129	災害	災害復旧	さいがいふっきゅう	災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業のこと
130	災害	災害手帳	さいがいてちょう	災害手帳	災害復旧事業の申請バイブル(毎年発行される)
131	災害	単災	たんさい	単独災害	1箇所の工事の費用が120万円以上(都道府県)、別の災害箇所との直線距離が100m以上離れている災害箇所のこと。(道路と河川の災害が100m以内の場合、工種が異なるためそれぞれ1箇所となる。)
132	災害	査定設計書	さていせつけいしょ	災害査定設計書	付箋、査定設計書鏡、設計書(工事費内訳表)、数量総括表、被災状況写真、各種台帳、A表・B表、図面等のこと。1箇所あたり正と副の2冊の設計書を作成する。
133	災害	美しい山河	うつくしいさんが	美しい山河を守る基本方針 (H26改定)	河川の災害復旧において、自然環境や景観へ配慮した対策を行うための基本方針
134	災害	二重採択	にじゅうさいたく	二重採択防止に関する覚書	異なる管理者が重複して災害査定申請を行わないように定めた取り扱いのこと。河川護岸と取水取水堰など
135	災害	査定	さてい	災害査定	国が被害程度を確認し、管理者から申請された復旧工事に必要な工法や費用が適切なものであるかを実地(現場)で査定するもの
136	災害	机上	きじょう	机上査定	査定期間を短縮するため、会議室で書類のみで行う査定のこと(災害規模により対象額変動。基本は300万円未満)
137	災害	朱入れ	しゅいれ	朱入れ	災害査定官が査定設計書の鏡に朱色の筆等で実地・机上の別、緊急順位、決定金額等の査定結果を記入するもの。朱入れをもって災害査定が完了。
138	災害	増破	ぞうは	増破	災害査定が完了し工事費が決定された後で、復旧工事が完了しない間に同じ箇所が再度負担法の対象となる災害を受けた場合のことをいう
139	災害	応仮	おうかり	応急仮工事	仮道や仮橋工事等の場合、交通上特に重要な道路で交通に著しい影響があり、復旧に時間を要し、適当な迂回路(2km以内)が無い場合などに認められるもの
140	災害	応本	おうほん	応急本工事	災害査定前の施工工事で復旧工事の全部又は一部となるもの
141	災害	再調	さいちょう	再度調査	災害発生年の4月1日の属する年度を初年度とし、第3年度に実施されるもの
142	災害	成功認定	せいこうにんてい	成功認定	災害復旧が完了した後に、国土省(主務大臣)が適切に事業が行われたか(成功)を確認する行為のこと
143	災害	関連	かんれん	災害関連事業	原形復旧のみではその効果が限定される場合に、未災害箇所等を含む一連施設について改良費を加えて行う改良事業のこと
144	災害	助成	じょせい	助成事業	河川又は海岸の災害が激甚な場合に通常の災害復旧では十分な効果が期待できない場合に別途助成費を加えて行う改良事業のこと
145	災害	激特	げきとく	激甚災害対策特別緊急事業	洪水、高潮、土石流等により激甚である災害が発生した地域について、災害復旧助成事業又は災害関連事業(災害関連緊急砂防事業・災害関連緊急地すべり対策事業を除く。)の対象とならない場合に、河川の改良事業並びに砂防設備及び地すべり防止施設の施設の新設又は改良に関する事業を緊急に実施することにより、再度災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする事業のこと
146	災害	施越	せこし	施越工事	災害復旧事業等の緊急性のある事業で、国からの補助金の交付決定を受ける前に施行する工事のこと

土木行政用語集(案)

この用語集は、インターネット検索では出てこない行政用語を中心に業務上頻りに用いられる用語を取りまとめたものです。
 土木・建築の初任者及び、経理や用地業務に初めて携わる職員の参考資料として活用下さい。
 なお、記載の『意味』には基本的な内容のみを記載しているため、実際に使用される場面やその本質等については、本用語集を材料とした若手職員向けのOJTや、日常業務における職員間のコミュニケーション、業務遂行のなかで理解を深めるためにご活用ください。

技術管理課
初版R4.3

No.	種別	用語名	ひらがな	別表現 正式用語	意味
147	災害	負担法	ふたんほう	負担法	災害復旧事業の基本法令である「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の略称。これに基づき各省庁所管の災害復旧事業が施行される。
148	災害	赤本	あかほん	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会が刊行する災害復旧工事の設計要領であり、基本的な積算に加え、古来の伝統的工法等についても記載されている。
149	災害	申請替え	しんせいがえ	申請替え	負担法施行令第6条に基づき申請した災害復旧事業について、目論見書、設計書等を修正すること。査定において提案工法が大幅に変わる場合などに申請替えとなる場合がある。
150	砂防関係法	土砂法	どしゃほう	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害防止対策として、ハード対策ではなく、警戒避難体制の整備等といったソフト対策を推進するための法律
151	用地	工損	こうそん	工事損害	公共事業の施行により発生する振動、騒音、日照障害、水枯渇、地盤変動などによる損失又は損害のこと、「事業損失」と同じこと
152	用地	減耗控除	げんもうこうじょ		建物、工作物等の物理的的老化による効用の減価のこと、公共補償においては、既存公共施設の機能の廃止又は休止の時点までの財産価値の減耗分を控除した額を補償する
153	用地	5000万円控除	ごせんまんえんこうじょ	譲渡所得の課税特例 5000万円の特別控除	取用等により資産（土地建物）を譲渡した場合に、一定の要件を満たしたとき、その資産の譲渡所得から特別控除される金額（譲渡所得金額が5000万円以下のときはその金額）のこと
154	用地	1500万円控除	いっせんごひゃくまんえんこうじょ	譲渡所得の課税特例 1500万円の特別控除	三者契約により取用等の対償に充てられる土地（代替地）の提供者に対して、一定の要件を満たしたとき、その土地の譲渡所得から控除される金額（譲渡金額が1500万円以下のときはその金額）のこと
155	用地	再積算	さいせきさん	物件等の再積算	過去に行った物件等調査の算定額を当該年度の単価に入れ替え再積算すること、必要に応じて補償コンに再積算を委託している
156	用地	重説	じゅうせつ	重要事項説明書	土地等の権利者に対し、契約締結前の適切な時機に契約締結過程における重要な事項を説明するために用いる説明書のこと
157	用地	丈量図	じょうりょうず	丈量図	用地実測図と同じ、用地測量の結果に基づき、用地取得に必要な事項（地権者名、所在・地番・地目・面積等）をまとめた図面のこと
158	用地	追買	つえばい	追加買収	事業計画の変更などにより、用地買収済みの者から再度追加で変更分の用地を買収すること
159	用地	買取証明	かいとりしょうめい	買取証明書	5000万円特別控除等の適用を受けるために必要となる証明書のこと
160	用地	関連移転	かんれんいてん		建物等の移転に伴い、当該建物と一体利用されていた他の建物等が残地に残ること、残る建物等を移転しなければ従来利用していた目的に供することが著しく困難な場合に、関連移転として、残る建物等の移転に要する費用を補償すること
161	用地	補償コン	ほしょうこん	補償コンサルタント	土地の取得や建物等の移転などの正当な補償を行うために、これらに関する調査・算定等の業務を請負う者のこと、土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門、補償関連部門、総合補償部門の8つの部門がある
162	用地	法定外	ほうていがい	法定外公共物	道路法や河川法などにより管理の方法が決められている公共物（法定公共物）に対して、決められていない公共物のごとで、里道（赤道）や水路（青道）などがある、法定外公共物は市町村の管理となる
163	用地	通損	つうそん	通常生ずる損失の補償	福島県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準に規定されており、土地等の取得により通常生ずる損失補償として、広義的には、建物移転、立木、仮住居、家賃減収、動産移転、移転雑費などの補償のこと
164	用地	総合補償	そうごうほしょう	用地補償総合技術業務委託	公共用地交渉及びこれに関連する業務の委託のこと、総合補償部門などを有する補償コンが請負う
165	用地	三者契約	さんしゃけいやく		土地等の権利者、代替地提供者、県の三者による契約のこと

土木行政用語集（案）

この用語集は、インターネット検索では出てこない行政用語を中心に業務上頻繁に用いられる用語を取りまとめたものです。
 土木・建築の初任者及び、経理や用地業務に初めて携わる職員の参考資料として活用下さい。
 なお、記載の『意味』には基本的な内容のみを記載しているため、実際に使用される場面やその本質等については、本用語集を材料とした若手職員向けのOJTや、日常業務における職員間のコミュニケーション、業務遂行のなかで理解を深めるためにご活用ください。

技術管理課
初版R4.3

No.	種別	用語名	ひらがな	別表現 正式用語	意味
166	用地	代替地	だいがえち、だいたいち		公共事業のために土地を提供した者に、土地代金の代わりに譲渡する土地のこと、三者契約や代替地取得事業等により事務処理が行われる
167	用地	14条地図	じゅうよんじょうちず		不動産登記法第14条により登記所（法務局）に備付け・保存することとされている地図、各筆の土地の区画、地番が明確にされている、国土調査法による地籍調査の成果をそのまま利用 → 国調によらない図面は「地図に準ずる図面」
168	用地	国調	こくちょう	国土調査	国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所在、面積、形状等を調査測量すること
169	用地	地籍図	ちせきず	地積測量図	分筆登記等の表示登記申請の際に添付する測量図のこと、過去に作成された地積測量図は、登記所（法務局）に保管されている
170	用地	全筆買収	ぜんびつばいしゅう		土地一筆全部を買収すること、土地一筆を分割して一部買収することは「分筆買収」という
171	用地	補償基準	ほしょうきじゆん	一般補償基準	公共用地取得のための補償で個人や法人に対する損失補償基準のこと、この「一般補償基準」を「補償基準」ということが多い、一般補償基準に対して、公共施設等を対象とした損失補償基準を「公共補償基準」という
172	用地	時点修正	じてんしゅうせい		過去の土地評価格を現時点の価格に修正すること、時点修正率は、地価公示価格等の変動率や不動産鑑定士の意見書により決定する
173	用地	農転	のうてん	農地転用	農地を転用、つまり農地以外のもの（宅地など）にすること この場合、農地法上の手続きが必要になる
174	用地	農振除外	のうしんじょがい	農用地区域からの除外	利用が規制されている農業のために利用する土地（農地）を確保する区域（農用地区域）内の農地を住宅等の用地等して利用したい場合に行う、農業振興振興地域整備計画の変更手続きのこと
175	用地	収用	しゅうよう	土地収用	土地所有者等と話し合いを重ねても了解が得られずに、用地を取得できない場合、土地収用法に定められた手続きに基づいて強制的に取得すること
176	その他	ボンチ絵	ぼんちえ	ボンチ絵	イラストや図を使って概要をまとめた企画書などのこと （元々は風刺を込めたこっけいな絵のこと）
177	その他	埋文	まいぶん	埋蔵文化財	地中に埋蔵されている文化財（石器、土器、遺跡など）のこと、埋蔵文化財包蔵地内の工事においては発掘調査などが必要となる

用語集の保存先：デスクネット文書管理<土木部DB<企画技術総室<技術管理課<31土木行政用語集（案）